

●要支援1・2の人が利用できる在宅のサービス（介護予防サービス）

自宅を訪問してもらう	介護予防訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできることが増えるように食事などの支援を行います。
	介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴の介助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。
	介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした、服薬や食事などの療養上の管理・指導をします。
	介護予防介護予防訪問看護	看護師などが訪問し、医師の指導のもと、介護予防を目的とした療養上の管理や手当て、診察の補助などをします。
施設に通う	介護予防通所介護	デイサービスセンターで、食事・入浴や、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。
	介護予防通所リハビリテーション	指定施設で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。
施設に泊まる	介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
その他	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人が、食事・入浴などや生活機能の維持向上のための介護や機能訓練が受けられます。

●要支援1・2の人が利用できる地域密着型サービス

白井市の住民限定にて利用可	介護予防小規模多機能型居宅介護
	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事・入浴などの介護や支援が受けられます。
	介護予防認知症対応型通所介護
	認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられます。
	介護予防認知症対応型共同生活介護
※要支援2の人のみ利用できます。	
認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事・入浴などの介護や支援・機能訓練が受けられます。	
夜間対応型訪問介護	
ヘルパーによる夜間の定期巡廻や、緊急時に対応できるように24時間体制での随時訪問を行います。	

●要支援1・2の人が利用できる福祉用具貸与・購入

福祉用具貸与・購入	介護予防福祉用具貸与
	日常生活の自立を促進するための福祉用具を貸与を受けます。原則として次の品目が貸し出しの対象となります。 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ
	※千葉県指定を受けた特定介護予防福祉用具貸与事業者からの貸し出しに限りません。
介護予防特定福祉用具購入	
併せつや入浴などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として購入費の9割を支給します。(毎年4月1日から1年間)。支給対象となるのは次の5品目です。 ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③特殊尿器 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分	
※千葉県の指定を受けた特定介護予防福祉用具販売事業者からの購入に限りません。	

●要支援1・2の人が利用できる住宅改修

住宅改修	介護予防居宅介護住宅改修
	生活環境を整えるための小規模な住宅改修の改修工事を行った際に、20万円を上限額として費用の9割を支給します。 ※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にも必ず相談しましょう。
	介護保険の対象となる工事は次の通りです。 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③すべりの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤様式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事